

令和2年7月豪雨で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、
令和2年7月豪雨で被災された方を対象に医療機関等を受診した際の一部負担金等を免除します。

1. 対象となる方

- (1) 令和2年7月豪雨にかかる災害救助法の適用地域に住所を有する方であって、次の(2)に該当する方です。
※ 災害の発生以後、他市町村へ住所変更した方は所属の支部に相談してください。
※ 災害救助法の適用地域は、下記のとおりです。その他の地域は対象外です。
- (2) 以下のいずれかに該当する方です。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2. 免除を受ける方法

免除該当者であることを保険医療機関等の窓口で申告してください。

3. 免除の範囲

一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額です。
(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額は対象外です。)

4. 免除期間

令和2年10月31日までです。

災害救助法の適用地域 (令和2年7月29日現在)

岐阜県 高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市 島根県 江津市
福岡県 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市 佐賀県 鹿島市
熊本県 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
大分県 日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
鹿児島県 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

連絡先：所属する支部又は本部 (本部フリーダイヤル 0120-76-1703)